

FinTech の発展を促進するエコシステムの構築に関する研究会

～FinTech エコシステム研究会～

KYC の一元化分科会

【第3回開催概要報告書】

平成 29 年 3 月 16 日開催

主催 : トムソン・ロイター・マーケット株式会社
事務局 : デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

1. 議論テーマ

第2回研究会では、KYC・AMLの各業務において、一元化による課題解決の可能性を検討し、4つの一元化対象候補を提示した。第3回研究会では、それぞれの解決案につき、システムを用いた業務フローを具体的に想定したうえで、一元化の実現性や課題を議論した。

I. 一元化対象候補(第2回での討議より)

- **依拠による本人確認**
 - サービス提供事業者は、自社で本人確認を行う代わりに、金融機関や通信事業者が実施した本人確認の実績を他社が利用することで、本人確認作業を省力化
- **Digital Identity による本人確認**
 - 顧客は本人情報を予め一元化システムに登録しておき、各サービス提供事業者が一元化システムに本人情報を一元化システムに問合せすることで、本人確認作業を省力化
- **反社情報の共有**
 - 金融機関等が保有する反社情報を一元化システムに予め集約し、サービス提供事業者は口座開設等のタイミングで一元化システムに問い合わせることで反社チェックを省力化・高度化
- **AIによる疑わしい取引の検知**
 - 金融機関等が保有するマネロン判定実績を一元化システムに予め集約し、サービス提供事業者は送金等の取引が発生する都度、一元化システムに問い合わせる。一元化システムはAIを活用して取引のマネロンリスクを返答することで、サービス提供事業者のマネロン判定を支援

2. 主な議論内容

I. 依拠による本人確認の一元化

- 非対面取引が中心の金融グループにおける依拠の事例
 - 銀行と証券を有するグループ内での依拠は、証券から銀行への送客(銀行代理)の場合と、銀行から証券への送客(証券仲介)の場合が考えられるが、実施しているのは銀行代理の場合のみである。これは、証券口座の開設に際してはマイナンバーの取得が求められるなど、銀行での本人確認では不十分であり依拠を行っても事務の削減につながらないためである。一方、銀行口座の開設に際しては、従来本人限定受取郵便にて1週間要していたものが、ネットで完結するため、事務効率化に寄与する上、顧客利便性も向上している。
 - 証券に依拠した本人情報のモニタリングは、証券が行っている。これは、証

券取引では年間取引報告書の郵送が発生するため、定期的に本人の所在が確認できるためである。

- 銀行での本人確認実績をグループ外部に提供する運用を、現在ある FinTech 企業に対して行っている。FinTech 企業にとっては、郵送に係るコストの削減がメリット。

➤ 依拠が実施可能な範囲

- 保有する情報や企業規模、厳格性への要求水準が異なる企業間で依拠が可能か。
 - ⇒ 依拠を委託する側が委託先の本人確認手続きが妥当か否かを判断すればよく、外形的な基準で依拠ができない、ということはない。
- 犯収法では、金融機関(銀行、クレジットカード会社等)の本人確認に依拠することが認められているが、携帯通信キャリアや送金事業者は犯収法に則した本人確認ではないためこれらの企業に依拠することはできない。
- また、依拠により実施した本人確認の実績を、他社に提供することはできない(本人確認の「又貸し」はできない)。このため、本人確認を委託・受託する場合には、自社で確認したのが、依拠により確認したのかを区別して情報を保管できるようシステムの作りこみが必要となる。

➤ 依拠による本人確認の一元化に際しての課題・論点

- 一元化の仕組みを通じて本人確認の結果のみを受け取る場合、当局等から開示命令が出た場合には、委託先に開示を依頼する必要がある。
- 本人確認実績を提供する側(受託者)がそれを許諾しうるのか。受託者にとっては、委託者から情報漏えいした場合のレピュテーションリスクも抱えることになるので、受け取る手数料も含め、インセンティブがないといけない。このため、グループ内ではスムーズに実現しやすい。
 - ⇒ 委託者にとっても、自社で行うより安くなければ意味がない。
- 委託する側は、最新の犯収法に則した本人確認実績を用いる必要がある。従って、過去の他社で行われた本人確認実績は委託時点で有効でない可能性がある。過去の本人確認が現在有効か否かを見分ける仕組みは相当複雑になるだろう。
- どの企業が本人確認を行ったのか、という情報は必須である。しかしその場合は他社の顧客データがすべて明らかになってしまうという弊害がある。
- 依拠を定めた犯収法の例外規定は、事務委託の相対契約を想定している。現行規定の中で一元化は難しいのではないかと。
- 多数の企業間で依拠する場合には、データフォーマットの制定等、各種のルール整備が必要になる。
 - ⇒ 法規制も含めたルール整備と、コンソーシアムを形成しての本人確認実績の融通から始めることが妥当と考えられる。
- 電子マネー等更新系 API を使う事業者が今後増えると考えられるが、銀行に

としては、銀行間送金の枠外に資金が出てしまうとトレースが困難になり、なりすましによる詐取などが懸念される。

II. Digital Identity による本人確認の一元化

- Digital Identity による本人確認の一元化に際しての課題・論点
 - 一旦なりすましされると、様々なサービスで使いまわされることになるがそのようなリスクを個人は許容するか疑問が残る。
 - 住所や氏名変更の時に便利になるのか。
 - ⇒ 東京電力エナジーパートナーの「引越れんらく帳」は転居時の手続きを一括して受託するサービスだが、このようなサービスに金融機関も相乗りできるとよい。
 - インドでは国策として Digital Identity を導入している。これまで国民の情報管理インフラが未整備だったが故に可能となったのだろう。
 - 生体情報の利用も考えられるが、一旦漏洩すると復旧が困難というリスクがある。また、規格やデバイスの統一が実現しなければ難しい。
 - 理想的には、マイナンバーを Digital Identity として活用することに尽きる。ただし、各個人がプライベートキーを絶対に漏えい・逸失させないことが前提ではある。
 - ⇒ 事業者にとっても、キーのみ保持すればよいので個人情報保護の負担から解放されるというメリットがある。

III. 反社情報の共有

- 反社情報の共有に際しての課題・論点
 - 何が反社に該当するのかの定義づけが難しい。凍結された口座であるというような自明の結果ならよいが、判断が分かれる場合もある。
 - ⇒ 反社の定義に加え、その判断も難しい。人権の問題も絡んでくる。
 - ⇒ 誤登録に対する救済手段を用意する必要があるだろう。
 - ⇒ FinTech 企業にとっては、非公開情報の入手は困難であり、反社情報は外部の情報ベンダーから購入しているが、ベンダーにより、反社の判定は大きく異なっている。このため、結局個社で判断しなければならない状況。
 - クレジットカード業界では指定信用情報機関である CIC が信用情報を一元的に管理し、アクセスの回数も記録している。各カード会社は、外部信用情報と内部情報と併せて与信している。同じように、各社の反社認定実績(例：非該当と認定：5社、該当と認定：3社)を判断材料として使えるのではないか。
 - ⇒ 一元化システムは反社の該当・非該当だけが戻り値となり、その判定基準が当局の目線と一致している、というのが理想。
 - ⇒ 当局の判断とは別に、リスク情報の判断は個社に委ねざるを得ず、個

- 社のリスクマネジメントや経営判断の領域が大きい。
- ⇒ 反社の基準が各社で異なるのはいかがなものか。業界団体に統一した判断基準を設けることが考えられる。
 - ⇒ 一元化システムの運用は JAFIC やその傘下機関が担うのがよい。
 - 客観情報のみであれば、情報を集約し共有することは可能ではないか。
 - ⇒ 海外では、制裁者リストを自動的に各社でマネロンの判定に用いている。
 - ⇒ 犯罪歴のみで反社認定するわけではない。例えば、犯罪歴がなくとも、反社勢力を資金的に支援しているのであれば、反社に該当する。従って、反社認定の公開・共有は難しいのではないか。
 - 反社非該当(ホワイト情報)の共有については、口座開設の履歴・実績は参考情報になるのではないか。
 - ⇒ マイナンバーと紐づかないと検索が難しい可能性がある。
 - ⇒ 他社の実績だけで判断するわけにはいかない。
 - 反社該当(ブラック情報)の共有については、反社該当の判断基準がまず必要となる。ここは業界団体が担うことも選択肢。また、公的な支援を求めていくことが不可欠である。

IV. AI による疑わしい取引の検知

- AI による疑わしい取引の検知の取組意義
 - AI の開発には多くのコストがかかるため、分担することの効果は大きい。
 - ネット証券では、取引のみならずアクセスのログも取れるため、インサイダー判定の学習に必要なデータは既に蓄積されている。そのため、AI のエンジンの開発は可能と考えている。
 - 疑わしい取引の検知に際して、共有して行う作業はあるため、機械化して効率化するのであれば取組の意義はある。
 - ⇒ 実務では、明示的な根拠がなくとも疑わしいと思えば報告する。現場の職員の気づきにより発覚するケースも多い。一方で、ルールで処理される部分も多く、効率化に寄与するだろう。
- 課題・論点
 - ルールがあれば、AI が有効だがそもそも判断ロジックが明瞭でない点がネックになる可能性がある。
 - 最終的には人が判断するので、どこまで効率化するか難しいのではないか。
 - 判定について多くのノウハウを有する大手金融機関の関与が求められる。

3 関連リンク

本研究会設立に関するプレスリリース、および第1回・第2回開催概要報告書はこちらより御確認いただけます。<[プレスリリース](#)><[第1回報告書](#)><[第2回報告書](#)>